平成２２年（フ）第８３７６号
大阪市福島区海老江７丁目22番22号　アーバンハイツ206号
債務者　清家　弘一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５４３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目20番22―1207号
債務者　平木　慎司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６２号
大阪市平野区加美鞍作３丁目９番６―708号
債務者　山田　健司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１８号
大阪市鶴見区鶴見４丁目２番５号　サニーハイツ川端401
債務者　坂井美壽都
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０７号
大阪府門真市野里町８番19―305号、住民票上の住所大阪府門真市上野口町28番31―１号
債務者　松尾　正信
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目６番24号　光洋マンション207号
債務者　藤本　武信
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２０号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番１―401号
債務者　木村　貴子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９８号
大阪市東成区大今里南１丁目11番14号　オリエンタル大今里505号
債務者　牧野　直子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１２号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番１―104号
債務者　田中　治美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７９号
大阪府高槻市牧田町５番12―101号
債務者　大内冨美代
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９８号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番６―506号
債務者　櫻井　　惠
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９６号
大阪市浪速区敷津東２丁目６番４―201号
債務者　猪山　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２０号
大阪市旭区大宮１丁目14番８号　大宮マンション503号
債務者　熊谷　研次
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４５号
大阪市生野区中川東２丁目４番32号
債務者　金村日済こと　林　　日濟
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５８号
大阪市福島区海老江３丁目11番11号　ＥＢＩＥハイツ302号
債務者　中村美津子（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５９号
大阪市住之江区粉浜１丁目９番29号
債務者　川上　正良
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６１号
大阪府豊中市旭丘１番３―306号
債務者　吉田　　勤
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６２号
大阪市西成区旭１丁目７番11号　宮原方
債務者　井阪　祐介
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部